熊本県	ＩＥＣ九州国際カレッジ専門学校	文化教養専門課程　エアラインサービス学科
	九州和服飾専門学校	家政専門課程　和裁師範科
		家政専門課程　和裁専攻科
	熊本県立保育大学校	社会福祉専門課程　保育学科
	健康保険人吉看護専門学校	医療専門課程　看護学科
	専修学校熊本ＹＭＣＡ学院	工業専門課程　情報ネットワーク科
		商業実務専門課程　国際マネジメント学科
大分県	総合技術工学院	工業専門課程　情報ビジネス学科
宮崎県	オービック専門学校	商業実務専門課程　情報システム科
		商業実務専門課程　総合ビジネス科
	都城情報処理専門学校	工業専門課程　情報処理科
		商業実務専門課程　情報事務科
	宮崎医療福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程　福祉共生学科
	宮崎ドレスメーカー専門学校	家政専門課程　服飾専科
	宮崎ユニバーサル・カレッジ	工業専門課程　情報メディア学科
沖縄県	沖縄県立浦添看護学校	看護婦専門課程　看護第二学科
	沖縄福祉保育専門学校	教育・社会福祉課程　社会福祉科
	専門学校大育	衛生専門課程　美容本科（昼間部）
	専門学校琉球リハビリテーション学院	教育・社会福祉専門課程　介護福祉学科

○文部科学省告示第三十三号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、当該課程を修了した者が専門士と称することができる課程として次の専修学校の専門課程について、この告示の日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日　　文部科学大臣　川端　達夫

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
東京都	お茶の水スクール・オブ・ビジネス	商業実務専門課程　デジタルビジネス学科
石川県	専門学校アリス学園	文化・教養専門課程　日本語学科（２年制）
福岡県	福岡リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科（夜間部）
		医療専門課程　理学療法学科（夜間部）
熊本県	熊本リハビリテーション学院	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科
鹿児島県	鹿児島医療技術専門学校	医療専門課程　言語聴覚療法学科
		医療専門課程　作業療法学科（昼間部）
		医療専門課程　診療放射線技術学科
		医療専門課程　理学療法学科（昼間部）

○文部科学省告示第三十四号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条の規定に基づき、次の専修学校の専門課程を、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めたので、同規程第四条第一項の規定に基づき告示し、この告示の日以後に当該課程を修了した者について適用する。

平成二十二年二月二十六日　　文部科学大臣　川端　達夫

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
北海道	札幌医学技術福祉専門学校	医療専門課程　理学療法士科
	専門学校北日本自動車大学校	工業専門課程　自動車整備科（一級整備士コース）
	専門学校日本福祉看護・診療放射線学院	医療専門課程　診療放射線学科
岩手県	盛岡情報ビジネス専門学校	工業専門課程　ＩＴエキスパート科
宮城県	仙台大原簿記公務員専門学校	商業実務専門課程　税理士会計学科（４年課程）
福島県	今泉女子専門学校	家政専門課程　プロフェッショナル科
栃木県	マロニエ医療福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程　福祉心理学科
群馬県	高崎医療技術福祉専門学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科（１部）
		医療専門課程　理学療法学科（２部）
東京都	首都医校	医療専門課程　看護保健学科
		医療専門課程　作業療法学科(昼間課程)
		医療専門課程　視能療法学科(昼間課程)
		医療専門課程　柔道整復学科(昼間課程)
		医療専門課程　鍼灸学科（昼間課程）
		医療専門課程　理学療法学科(昼間課程)
		医療専門課程　臨床工学学科(昼間課程)